

千 依 千秋主殿助
以上

五拾六俵貳斗貳升餘有之

天正十二
十月十一日

利家 在判

(この文書數字に誤寫あり。)

十月廿五日。本願寺の坊官下間頼廉、鳳至郡の門徒に、前田氏に好意を表すべきも干戈に加ること勿らしむ。

【本誓寺文書】 鳳至郡

一八七三

今度越中(能登)・當國鉾桶之儀、不及是非次第候。就其前田殿連々對御門跡様別而御入魂之儀候間、各得其意、無疎略、相應之儀可令馳走事簡要候。自然一揆等之儀、自何方申催儀雖在之、兼而如被仰出候、惣別弓箭之儀、堅御停止之事候間、左様之儀一切不可令同心候。萬一違背候族於在之者、可被召放御門徒候旨、多重可申越由被仰出候。則所被排御印如件。

天正十二年
十月廿五日

能州鳳至郡

坊主衆中

同惣門徒中

刑部卿法眼

頼 廉 在判

十月廿六日。前田利家、能登の青木善四郎等に、鹿島郡荒山の敵の退却を監視せしむ。

【高畠文書】

一八七四

今日は度々注進令祝着候。仍あら山の敵、今夜(種類)へたりとりのくべきかと存候。人を付置、若のく事候はゞ、ごんけんニ火をたて可申候。即それまで人數つかはし、てつはうはなしを出し、はなさせ可申候。かつ山の口へは織部(高畠)など陣取より人を付置、やうたひきかせ申候。いづれも火をあひづニ人數を可遣候。無由斷荒山口に人を付置尤候。火をあげ次第、人數を可遣候。謹言。

天正十二年
十月廿六日

利 家 在印

青木善四郎殿
大屋助兵衛(勝重)へ

進之候

(文中の權現とは石動山をいふなるべし。)

十月廿七日。前田利家、鳳至郡中居村三右衛門に、同村の年貢米を催促す。

【中居三右衛門傳書】 鳳至郡

一八七五

當村年貢米去年より無沙汰、如何之子細候哉。如前々肝煎候而、納所可申付候。若違亂申輩有之者可爲曲事、并令扶持分他のかまひ有間鋪者也。

天正十二

十月廿七日

前田利家
在印

中 井

三右衛門尉所へ

十一月六日。前田利家、越中澤川の百姓田畑兵衛に、佐々成政の能登侵入の際馳走せる功を賞

して持山を安堵せしむ。

【田畑文書】 越中

一八七六

此表之有姿聞届致馳走ニ付而、持傳候山之儀令扶持候。於向後ニ不可有相違者也。仍如件。

天正十二年十一月六日

利 家 在判

高桑兵衛殿

【田畑文書】

一八七七

志雄(羽野)之保南山之内、蛇崩・十八尾並泉原、如先規下付候。就其代替爲祝儀、五十疋到來目出度候。猶豊田方より可申候。謹言。

天正十二年
九月三日

家 秀 在判

田畑兵衛入道殿

(第二通は年次不詳といへども、田畑兵衛の所有山林のことに係るを以てここに之を合叙す。その三宅家秀といふは、能登畠山氏の被官なるべし。第一通の此表之有姿聞届致馳走とは、佐々成政の能登に侵